2024 年度入学予定者　A様式１

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

年　　月　　日

千葉商科大学校長　殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

◆　この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。

◆　授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、千葉商科大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が千葉商科大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

◆　現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）**なお、塗りつぶし箇所については記入の必要はありません。**

申請者	フリガナ		受験番号	
	氏　名		入学年月	2024 年　4 月入学
	生年月日	（西暦）　　年　　月　　日生　（　　歳）		
	現住所	〒　　－ 都道府県　　市区町村		
	所属学部・学科等	学部　　学科	学籍番号	
	学　年	１学年	昼間・夜間・通信の別	☑昼（昼夜開講を含む）　□夜　□通信
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（＊）	（学校名）	（期間/月数） 年　月～　年　月／　月	
	過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。	ある　・　ない		
	日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報 （いずれかの□に✔印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。） ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること			
	☑　予約採用の申込を行った者 **【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば受付番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】**	「採用候補者決定通知」の登録番号を記入		
	□　在学（在学予約）採用の申込を行った者 **【給付奨学金の申込の受付番号（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】**			

申請書の作成あたっての注意事項

イ　大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。

給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙１）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が２つ以上ある場合は、あわせて（別紙２）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙３）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙１～３の提出は不要です。）

なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。

ロ　給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。

ハ　「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、学校から指示があった場合は採用候補者決定通知のコピーを添付してください。

ニ　過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。

ホ　入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。

ヘ　申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。

ト　申請にあたっては、学校から配付される冊子等をよく読み、本制度について理解したうえで行ってください。特に、次のことについて留意してください。

①　卒業まで自動的に授業料等減免を受けられるわけではなく、半年ごとに継続願を提出する等、必要な手続きがあること

②　定期的に実施される収入・資産額等の判定により、支援額が変更となったり、支援が停止する場合があること

③　定期的に実施される学業成績の判定により、支援が打ち切りとなったり、支援が遡って取り消される（減免が取り消されて授業料の支払いが必要となる）場合があること

④　本制度による授業料等減免又は給付型奨学金のいずれか一方でも受ける場合、日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の利用にあたって当該奨学金の貸与上限額が変更されること

※　貸与上限額の詳細は日本学生支援機構のホームページや資料に記載しています。